

## 山口県地域公共交通協議会設置要綱

### (設置)

第1条 山口県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、山口県地域公共交通ビジョン(以下「ビジョン」という。)の策定及び実施に関し必要な協議を行うために設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) ビジョンの策定及び変更に関すること。
- (2) ビジョンに位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 本要綱の改廃に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要なこと。

### (委員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合、補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員)

第4条 協議会に、会長を1名、副会長を2名、監事を1名置く。

- 2 会長は山口県知事を、副会長は市長会会長及び町村会会長をもって充てる。
- 3 監事は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合において、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。
- 6 監事は協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。この場合において、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うもの

とする。

- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 協議事項の内容により、会議の開催に代え文書による協議を行うことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第6条 協議会には、第2条の各号に掲げる事項に関して、地域の実情に応じた協議等を行うため、別表2に掲げる市町の地域公共交通協議会等を本協議会の部会として位置付ける。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は事務局が処理する。

- 2 事務局は、山口県観光スポーツ文化部交通政策課に置く。
- 3 事務局長は山口県観光スポーツ文化部交通政策課長をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会及び部会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

## 別表1（第3条関係）

## 山口県地域公共交通協議会委員

| 区 分   | 委 員                    | 備 考 |
|-------|------------------------|-----|
| 自治体   | 山口県知事                  | 会 長 |
|       | 市長会会長                  | 副会長 |
|       | 町村会会長                  | 副会長 |
|       | 山口県観光スポーツ文化部長          |     |
| 事業者   | 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部広島支社長 |     |
|       | 錦川鉄道株式会社代表取締役社長        |     |
|       | 公益社団法人山口県バス協会会長        |     |
|       | 一般社団法人山口県タクシー協会会長      |     |
|       | 山口県旅客船協会会長             |     |
| 道路管理者 | 国土交通省山口河川国道事務所長        |     |
|       | 山口県土木建築部長              |     |
| 公安委員会 | 山口県警本部交通部長             |     |
| 学識経験者 | 山口大学大学院創成科学研究科教授       |     |
| 利 用 者 | 公募委員                   |     |
| 国     | 国土交通省中国運輸局山口運輸支局長      |     |

## 別表 2 (第 6 条関係)

## 部会 (市町の地域公共交通協議会等)

| 市 町    | 会議等名               |
|--------|--------------------|
| 下関市    | 下関市地域公共交通協議会       |
| 宇部市    | 宇部市公共交通協議会         |
| 山口市    | 山口市公共交通委員会         |
| 萩市     | 萩市地域公共交通会議         |
| 防府市    | 防府市地域公共交通活性化協議会    |
| 下松市    | 下松市地域公共交通活性化協議会    |
| 岩国市    | 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 |
| 光市     | 光市地域公共交通協議会        |
| 長門市    | 長門市公共交通協議会         |
| 柳井市    | 柳井市地域公共交通協議会       |
| 美祢市    | 美祢市地域公共交通協議会       |
| 周南市    | 周南市地域公共交通会議        |
| 山陽小野田市 | 山陽小野田市地域公共交通会議     |
| 周防大島町  | 周防大島町地域公共交通活性化協議会  |
| 和木町    | 和木町地域公共交通会議        |
| 上関町    | 上関町地域公共交通会議        |
| 田布施町   | 田布施町地域公共交通協議会      |
| 平生町    | 平生町地域公共交通協議会       |
| 阿武町    | 阿武町地域公共交通会議        |